

## 認定小規模食鳥処理事業の許可を受けた後は...

### 毎月報告

当月分の「確認状況報告書」を翌月末までに、提出してください(FAX可)。

※食鳥処理がなかった場合も提出してください

### 変更等があれば提出

| 変更等の内容  | 提出書類等   |
|---|---|
|   | ※証紙以外は2部提出。<br>(原本が1部しかないものは原本とコピーを提出)  |
| 食鳥処理場の構造設備を変更しようとするとき (次の「軽微な変更」を除く)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造設備変更許可申請書</li> <li>・変更後の構造又は設備を明らかにした図面</li> <li>・沖縄県収入証紙10,000円</li> </ul>                     |
| (変更許可不要の「軽微な変更」)<br>次の構造設備を変更したとき<br>1. 食鳥処理に使用する機械の変更<br>2. 照明装置の変更<br>3. 食鳥処理場内の水道配管の変更 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食鳥処理事業許可事項変更届</li> <li>・変更前と変更後の内容を示す図面</li> </ul>  |
| 次の事項を変更したとき<br>1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>2. 食鳥処理場の名称及び所在地<br>3. 処理する食鳥の種類       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食鳥処理事業許可事項変更届</li> </ul>  |
| 食鳥処理衛生管理者を変更(追加、退職も含む)したとき  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食鳥処理衛生管理者配置(変更)届</li> <li>・食鳥処理衛生管理者が食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面</li> </ul> |
| 食鳥処理場の休止や再開、廃止をしたとき   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食鳥処理場廃止(休止・再開)届</li> <li>・食鳥処理事業許可証(廃止の場合)</li> </ul>   |
| 確認規程を変更しようとするとき   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認規程の認定(変更認定)申請書</li> <li>・確認規程認定証及び変更後の確認規程</li> <li>・沖縄県収入証紙2,300円</li> </ul>                   |
| 確認規程を廃止したとき   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認規程廃止届</li> <li>・確認規程認定証</li> </ul>  |
| 相続、合併又は分割により食鳥処理業者の地位を承継したとき。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食鳥処理業者地位承継届</li> <li>・地位を承継した事実を証する書面</li> <li>・法人にあつては、登記簿の謄本</li> <li>・食鳥処理事業許可証</li> </ul>     |

申請書類は次のサイトからダウンロードできます。

沖縄県中央食肉衛生検査所→食鳥検査班→事業者向け情報